

三沢市スポーツ表彰に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、市民の健康保持と体力増進を促しスポーツを実践する気運をたかめるため、スポーツ活動に優れた成績を収めたものを顕彰し、スポーツの普及と技量の向上を図り、健全で心豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、スポーツ大会において優秀な成績を収め、他の模範となった個人、団体とする。

(表彰の種別及び基準)

第3条 表彰の種別は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ奨励賞
- (2) スポーツ賞
- (3) スポーツ優秀賞
- (4) スポーツ栄誉賞

2 種別表彰の基準は、別表に定めるとおりとする。

(候補者の推薦)

第4条 関係機関又は団体は、賞の表彰に該当する候補者について、市長へ三沢市スポーツ表彰に係る推薦書（様式）を提出するものとする。

(表彰の取消し)

第5条 被表彰者が、社会通念上著しく好ましくない行為があった場合は、表彰を取り消すことができる。

(表彰の主体)

第6条 この表彰は、市長が行う。

(表彰の時期)

第7条 この表彰の時期は、毎年1月とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(表彰者の追彰)

第8条 この基準により被表彰者となるべきものが表彰の時期以前に死亡した場合は、その遺族に対しこれを伝達する。

(委任事項)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、平成 22 年 11 月 19 日から施行する。
(三沢市スポーツ賞授与に関する基準及び三沢市スポーツ奨励賞授与に関する基準の廃止)
- 2 三沢市スポーツ賞授与に関する基準（昭和 58 年 6 月 29 日制定）及び三沢市スポーツ奨励賞授与に関する基準（昭和 58 年 6 月 29 日制定）は、廃止する。
- 3 平成 25 年 10 月 4 日一部改正。
- 4 平成 28 年 8 月 1 日一部改正。

種別表彰基準

1 スポーツ奨励賞

- (1) 県内の著名な機関又は団体の主催による競技大会において第1位の成績を収めたもの
- (2) 青森県中学校体育連盟の主催による総合体育大会において第1位の成績を収めたもの
- (3) 前各号に掲げる大会又はこれに相当すると認められる地区大会を経て東北地区若しくは全国的規模の大会において第3位までの成績を収めたもの
高齢者大会(マスターズを含む)も同様とする
- (4) 前各号に定めるもののほか、特にスポーツ奨励賞を表彰することを適當と認められるもの
- (5) 前各号に定める基準に該当する場合でも、過去に同賞の受賞歴がある社会人については、対象とはしない
- (6) この表彰の対象者は、本市の市民又は本市内幼稚園、保育所、小学校、中学校に在籍する園児、児童、生徒とする

2 スポーツ賞

- (1) 国民体育大会、日本選手権大会のいずれかに初出場したもの
- (2) 国民体育大会、日本選手権大会のいずれかで再度出場し、第3位までの成績を収めたもの
- (3) 前各号のほか東北地区大会及び全国的規模による競技大会のいずれかで、第3位までの成績を収めたもの
- (4) 青森県高等学校体育連盟の主催による総合体育大会（青森県高等学校野球連盟主催による大会を含む）において第1位の成績を収めたもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、特にスポーツ賞を表彰することが適當と認められるもの
- (6) 前各号に定める基準に該当する場合でも、過去に受賞歴のある社会人については対象としない
- (7) この表彰の対象者は、本市の市民若しくは本市出身者、又は本市に所在する高等学校に在籍する生徒とする

3 スポーツ優秀賞

- (1) 国民体育大会、日本選手権大会、全日本学生選手権、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会において第1位の成績を収めたもの
- (2) 特に、スポーツ優秀賞を表彰することが適當と認められるもの
- (3) この表彰の対象者は、本市の市民若しくは本市出身者、又は本市に所在する高等学校に在籍する生徒とする

4 スポーツ栄誉賞

- (1) 国際競技大会（オリンピック大会、世界選手権大会、アジア大会等の世界的水準大会をいう。）に出場したもの
- (2) 特に、スポーツ栄誉賞を表彰することが適當と認められるもの
- (3) この表彰の対象者は、本市の市民若しくは本市出身者とする